

消費税インボイス制度について

第3回

説明会開催のご案内



令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることとなり、登録申請の受付はすでに始まっています。

インボイス制度の基本的な仕組みや事業者が行う手続きについてご説明いたします。特に事業者と取引のある免税事業者は、今後重要となりますので、是非ご参加下さい。



日時	令和4年9月27日(火) 午後4時30分～(約90分間)
定員	先着 30名 ※準備の都合上、電話かスマホでお申し込み下さい。 定員に達した場合は次回も開催致します。
予約方法	令和4年9月13日(火)より予約開始です 《電話で予約》 当会まで電話にて予約して下さい 電話番号 023-641-4620 《スマホで予約》 ② 右のQRコードをスマホで読み取って下さい。 ② インボイス制度説明会の「予約」を選びタップ ③ 氏名・電話番号を入力し、「入力を確認したので、予約する」をタップ ④ 最後に「終了する」をタップ
場所	山形青色申告会館 2階会議室 ※駐車場が手狭なため、お車でのお越しの際はご注意ください。 満車の場合は山形市営大手町駐車場「有料」をご利用下さい。
講師	山形税務署員
内容	○消費税の概要 ※免税事業者が課税事業者になる場合の注意点 ※課税事業者になったことによる記帳のしかた ○適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要について ○適格請求書発行事業者の登録申請について ○その他必要な事項

